

令和3年9月22日

福津市議会

議長 江上隆行様

建設環境委員会

委員長 横山良雄

## 建設環境委員会審査報告書

令和3年第4回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 審査経過

付託年月日 令和3年8月31日

審査年月日 令和3年9月13日

#### 2. 出席者

委員 横山委員長、中村清隆副委員長、八尋委員、尾島委員、戸田委員

執行部 花田地域振興部長、長野都市整備部長、吉崎財政調整課長、高山地域振興課長、吉村建設課長、榊地域振興課参事、占部地域振興課主幹、水上建設課主幹、山本財政調整課行革推進係長、吉田地域振興課観光振興係長、緒方建設課農林水産施設整備係長

◎議案第39号 福津市津屋崎千軒民俗館条例等を改正することについて

#### (1) 審査内容

##### 主な質疑及び答弁

(質疑) ほとんどの公園施設で料金が微増である。また、市外利用者の料金が2倍の設定となっている。それらの算出根拠は。

(答弁) 公園使用料の改定は、福岡都市圏スポーツ施設広域利用の対象に位置づけられている関係から、他施設との比較が必須と考えている。比較検討の上で、また利用者への事前調査により、基本的には1.1倍から1.2倍の市内利用者の上げ幅で、市外利用者については、都市圏内のほとんどの市町村で2倍の

設定になっているため、準ずる形とした。

(質疑) 運動公園の利用料金は市内利用者の優遇措置があるが、ヨットハーバーにはないのか。

(答弁) ヨットハーバー市内利用者は全体の4分の1程度で、市外利用者も含め受益者負担を100%と考えており、市民全員が利用する施設ではないことから、優遇は考えていない。

## (2) 主な意見

反対：利用しない人との公平性の観点から利用者の負担を高めることは、各施設の設置目的を達成することに相反すると考える。また、利用料見直しの根拠である公共施設使用料設定に係る基本方針の施設分類を、市民目線で精査して見直すべきと考える。

賛成：なし

## (3) 審査結果

本委員会では、賛成少数により否決すべきものと決定した。